

資料 4-3

○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務

(平成十年三月二十七日)

(厚生省告示第百八号)

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条第二項の規定に基づき、厚生大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務を次のように定め、平成十年四月一日から適用する。

厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務

(平一二厚告四五八・改称)

(法第四十二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める業務)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める業務は、次条各号に掲げる収益業務であって、次の要件に該当するものとする。

- 一 一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上業務と認められる程度のものであること。
- 二 医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものでないこと。
- 三 経営が投機的に行われるものでないこと。
- 四 当該業務を行うことにより、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。
- 五 当該医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものでないこと。

(平一二厚告一〇七・平一二厚告四五八・一部改正)

(収益業務の種類)

第二条 収益業務の種類は、日本標準産業分類(平成十四年総務省告示第百三十九号)に定めるもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 製造業
- 五 情報通信業
- 六 運輸業
- 七 卸売・小売業
- 八 不動産業(「建物売買業、土地売買業」を除く。)
- 九 飲食店、宿泊業

十 医療、福祉(病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第四十二条各号に掲げるものを除く。)

十一 教育、学習支援業

十二 複合サービス事業

十三 サービス業

(平一五厚労告三六一・全改)

(収益業務の範囲)

第三条 前条各号に掲げる業務には、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれ附随して行われるものを含まないものとする。

改正文 (平成一二年三月三〇日厚生省告示第一〇七号) 抄

平成十二年四月一日から適用する。

改正文 (平成一二年一二月二八日厚生省告示第四五八号) 抄

平成十三年一月六日から適用する。

資料 4-4

大分類 I - 運輸業

総説

この大分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機又はその他の運送用具による旅客、貨物の運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業を営む事業所が分類される。

鉄道業

鉄道による旅客又は貨物の運送業で、その運送活動とは、鉄道車両の運転、運転のための車両、線路、信号通信施設など運送施設の維持補修、旅客又は貨物の取扱いを一括したものをいう。

事業所

鉄道業の分類単位は単一の事業所である。場所が離れていれば原則として別の事業所とする。同一構内であっても別個の機関があればその機関ごとに分類の単位とする。

すなわち、駅、車掌区、機関区、客貨車区、保線区、建築区、電力区、信号通信区、電務区などの現業機関及び本社、支社などの管理機関のそれぞれが一事業所となる。

ただし、駅、区などの名称を持っていても、駅長、区長など管理責任者が置かれていないものはこれを管理する事業所に含めて一事業所とする。

鉄道業と他産業との関係

- (1) 鉄道業の自家用の修理工場、倉庫などは鉄道業に分類されるが、製造工場、発電所、研究所、養成機関、病院、保養所などは、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (2) 鉄道業が営む百貨店、遊園地又は不動産業などの事業所は、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (3) 鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは、鉄道業に分類される。
- (4) 工場、鉱山、森林などにおける自家専用の鉄道、索道の事業所は、鉄道業以外の産業に分類される。

中分類42-鉄道業

総説

この中分類には、鉄道、軌道及び索道により旅客又は貨物の運送を行う事業所が分類される。

鉄道業が経営する鉄道事業以外の事業を行う事業所はその行う事業によりそれぞれの産業に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

421 鉄道業

4211 普通鉄道業

線路を使用して旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。ただし、軌道業、地下鉄道業、モノレール鉄道業、案内軌条式鉄道業、鋼索鉄道業、索道業、無軌条電車業を除く。

○鉄道事業者の本社；支社；支店；営業本部；営業支店；営業所；運行本部；運転指令所；駅；修理工場；建築区；保線区；車掌区；電力区；信号通信区；電務区；電車区；機関区；客貨車区；CTCセンター

×鉄道事業者の工事事務所・工事区（直営工事を行う事業所）[0611・0621]；工事事務所・工事区（工事の設計・監督を行う事業所）[8051]；電気工事事務所[081]；乗車券管理センター[1611]；給電区・発電所[331]；自動車営業所[431・441]；船舶事務所[452]；病院[7311]；保健管理所[7429]；高等看護学園[7721]；研修センター[7721]；鉄道総合技術研究所[8112]

4212 軌道業

道路面に敷設された線路を使用して、主として旅客の運送を行う事業所をいう。

○軌道業

4213 地下鉄道業

主として地下（山岳トンネルを除く）に敷設された線路を使用して、旅客の運送を行う事業所をいう。

○地下鉄道業

- 4214 モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）
軌条上をこ（跨）座式又は懸垂式で車両を走行させ、主として旅客の
運送を行う事業所をいう。
○モノレール鉄道業
- 4215 案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）
案内軌条により誘導された車両を走行させ、主として旅客の運送を行
う事業所をいう。
○案内軌条式鉄道業
- 4216 鋼索鉄道業
軌条と索条（ワイヤロープ）を併用して高度差のある地点間で車両を
走行させ、主として旅客の運送を行う事業所をいう。
○ケーブルカー業
- 4217 索道業
架空の索条（ワイヤロープ）に運搬用具（搬器）をつるして旅客又は
貨物の運送を行う事業所をいう。
○ロープウェイ業；リフト業
- 4219 その他の鉄道業
主として他に分類されない鉄道業を営む事業所をいう。
○無軌条電車業（トロリーバス業）

中分類 4 3 一 道路旅客運送業

総 説

この中分類には、主として自動車等により旅客の運送を行う事業所が分類される。

| 小分類 番 号 | 細分類 番 号 | |
|------------|------------|--|
| 431 | | 一般乗合旅客自動車運送業 |
| | 4311 | 一般乗合旅客自動車運送業 路線を定めて定期的に運行する自動車により有償で乗合旅客の運送を行う事業所をいう。 ○乗合バス業 |
| 432 | | 一般乗用旅客自動車運送業 |
| | 4321 | 一般乗用旅客自動車運送業 乗車定員 10 人以下の自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業所をいう。 ○ハイヤー業；タクシー業 |
| 433 | | 一般貸切旅客自動車運送業 |
| | 4331 | 一般貸切旅客自動車運送業 乗車定員 11 人以上の自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業所をいう。 ○貸切バス業 ×貸自動車業[8841] |
| 439 | | その他の道路旅客運送業 |
| | 4391 | 特定旅客自動車運送業 特定の者との契約に基づき、自動車により有償で特定の旅客の運送を行う事業所をいう。 ○特定旅客自動車運送業 |
| | 4399 | 他に分類されない道路旅客運送業 自動車により無償で旅客の運送を行う事業所及び人力車、自転車などの軽車両によって旅客の運送を行う事業所をいう。 |

○無償旅客自動車運送業；人力車業；輪タク業；乗合馬車業；そり運送業；かご運送業

中分類 4 4 一道路貨物運送業

総 説

この中分類には、主として自動車等により貨物の運送を行う事業所が分類される。

小分類
番 号

細分類
番 号

- 441 一般貨物自動車運送業
- 4411 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）
他人の需要に応じて有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）により貨物の運送を行う事業所をいう。
○一般貨物自動車運送業
- 4412 特別積合せ貨物運送業
一般貨物自動車運送業のうち、営業所その他の事業場において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を積合せて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配送に必要な仕分を行う事業所であって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。
○特別積合せ貨物運送業
- 442 特定貨物自動車運送業
- 4421 特定貨物自動車運送業
特定の荷主との契約に基づき、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）により有償で貨物の運送を行う事業所をいう。
○特定貨物自動車運送業
- 443 貨物軽自動車運送業
- 4431 貨物軽自動車運送業
三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車により有償で貨物の運送を行う事業所をいう。
○貨物軽自動車運送業

444

集配利用運送業

4441

集配利用運送業

他人の需要に応じ有償で、鉄道運送事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して、自動車による集貨及び配達を併せ一貫して貨物の運送を行う事業所をいう。

○集配利用運送業（第二種利用運送業）

×貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）[482]

449

その他の道路貨物運送業

4499

その他の道路貨物運送業

自動車により無償で貨物の運送を行う事業所並びに自転車、荷車、リヤカーなどの軽車両及び原動機付自転車によって貨物の運送を行う事業所をいう。

○無償貨物自動車運送業；自転車貨物運送業；リヤカー貨物運送業

中分類 45-水 運 業

総 説

この中分類には、海洋、沿海、港湾、河川、湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所が分類される。

ただし、港湾においてはしげによって貨物の運送を行う事業所は中分類 48-運輸に附帯するサービス業[4811]に分類される。

船舶は、その運航を管理する事業所に含めて一事業所とする。

ただし、陸上に事業所を持たない場合は、船舶をもって事業所とする。

小分類 細分類
番 号 番 号

451 外 航 海 運 業

4511 外航旅客海運業

日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により主として旅客の運送を行う事業所をいう。

旅客船により自動車と当該自動車の運転者、乗務員、乗客又は積載貨物の運送を併せて行う事業所も本分類に含まれる。

○外航旅客定期航路業；外航旅客不定期航路業

4512 外航貨物海運業

日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により主として貨物の運送を行う事業所をいう。

○外航貨物定期航路業；外航貨物不定期航路業

452 沿 海 海 運 業

4521 沿海旅客海運業

日本沿岸諸港間（港湾内を除く）を船舶により主として旅客の運送を行う事業所をいう。

旅客船により自動車と当該自動車の運転者、乗務員、乗客又は積載貨物との運送を併せて行う事業所も本分類に含まれる。

○国内旅客定期航路業；国内旅客不定期航路業（旅客定員 12 人以下の船舶によるものも含む）；自動車航送業（旅客定員 13 人以上の旅客船によるもの）

4522 沿海貨物海運業

日本沿岸諸港間を船舶により主として貨物の運送を行う事業所をいう。
○内航貨物定期航路業；内航貨物不定期航路業；自動車航送業（旅客定員13人以上の船舶によるものを除く）

453 内陸水運業

4531 港湾旅客海運業

主として港湾内において船舶により旅客の運送を行う事業所をいう。
○通船業；港湾内遊覧船業

4532 河川水運業

主として河川において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。
○河川水運業；河川渡船業；河川遊覧船業

4533 湖沼水運業

主として湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。
○湖沼水運業；湖沼渡船業；湖沼遊覧船業

454 船舶貸渡業

4541 船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）

主として運航業者に船舶（内航船舶を除く）の貸渡し又は運航の委託を行う事業所をいう。
○船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）

4542 内航船舶貸渡業

主として運航業者に内航船舶の貸渡し又は運航の委託を行う事業所をいう。
○内航船舶貸渡業

中分類 46 - 航空運輸業

総 説

この中分類には、航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業所及び航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

461 航空運送業

4611 航空運送業

航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

○航空運送業

462 航空機使用業（航空運送業を除く）

4621 航空機使用業（航空運送業を除く）

航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業所をいう。

○航空機使用業

中分類47-倉庫業

総説

この中分類には、倉庫業を営む事業所が分類される。

ただし、自家用の倉庫は主事業所の産業に分類される。

自動車の駐車のための場所を提供する事業所は、大分類L-不動産業[6931]に分類され、一時的に手荷物、自転車等の物品を預かる事業所は、大分類Q-サービス業（他に分類されないもの）[8341]に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）

4711 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）

倉庫（冷蔵倉庫を除く）に物品を保管することを業とする事業所をいう。

○普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、水面木材倉庫、トランクルームを含む）

472 冷蔵倉庫業

4721 冷蔵倉庫業

低温装置を施した倉庫に物品を保管することを業とする事業所をいう。

○冷蔵倉庫業

中分類 4 8 一運輸に附帯するサービス業

総 説

この中分類には、鉄道、自動車、船舶及び航空機による運送に附帯するサービスを行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

481 港 湾 運 送 業

4811 港 湾 運 送 業

港湾において船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の作業の全部又は一部を行う事業所をいう。

○一般港湾運送業；港湾荷役業；はしけ運送業；いかだ運送業

482 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)

4821 利 用 運 送 業(集配利用運送業を除く)

鉄道運送事業者、貨物自動車運送事業者、船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業所をいう。

○利用運送業(第一種利用運送業)

×集配利用運送業(第二種利用運送業)[4441]；港湾運送業[4811]

4822 運 送 取 次 業

鉄道、自動車、船舶又は航空機による貨物の運送の取次若しくは委託又は運送貨物の受取を行う事業所をいう。

○運送取次業

×港湾運送業[4811]；海運仲立業[4891]

483 運 送 代 理 店

4831 運 送 代 理 店

主として運送機関の業務を代行して運送契約の締結などの代理を行う事業所をいう。

○海運代理店；航空運送代理店

- 484 **こ ん 包 業**
- 4841 **こ ん 包 業 (組立こん包業を除く)**
主として運送のために物品の荷造り若しくはこん包を引受ける事業所をいう。
○荷造業；貨物こん包業
- 4842 **組立こん包業**
主として海上輸送のために、設備された機械により各種包装材料を加工し、こん包容器を組立てて工業製品の外装を行う事業所をいう。
○組立こん包業；工業製品組立こん包業；輸出こん包業
- 485 **運輸施設提供業**
- 4851 **鉄道施設提供業**
鉄道施設を使用して営業を行う者に対し、主として貸し付けることを目的として、鉄道施設を提供する事業所をいう。
ただし、主として設計・監督を行う事業所は大分類Q-サービス業(他に分類されないもの)[8051]に分類される。
○鉄道施設提供業 (第三種鉄道事業者)
- 4852 **道路運送固定施設業**
道路運送車両などの用に供するため料金をとって道路、橋りょう又はトンネルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。
○自動車道業；有料道路・有料橋経営業
×自動車一時駐車場業[6931]
- 4853 **自動車ターミナル業**
乗合バス及び特別積合せトラックの用に供するため料金をとって一般自動車ターミナルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。
○バスターミナル業；トラックターミナル業
- 4854 **貨物荷扱固定施設業**
貨物の荷扱いのため荷扱場、荷役棧橋設備などを提供することを主たる業務とする事業所をいう。
○荷さばき施設提供業

- 4855 棧橋泊きよ業
けい船岸壁, 上屋その他のふ頭施設を提供することを主たる業務とする事業所をいう。
○ふ頭業
- 4856 飛行場業
主として飛行場を民間航空機に使用させる事業所をいう。
○国際空港; 地方空港; ヘリポート
- 489 その他の運輸に附帯するサービス業
- 4891 海運仲立業
主として船舶による貨物の運送又は船舶の貸渡し, 売買若しくは運航の委託のあっせんを行う事業所をいう。
○海運仲立業
- 4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業
他に分類されない運輸に附帯するサービスを行う事業所をいう。
○検数業; 検量業; 船積貨物鑑定業; 水先業; サルベージ業; 海難救助業; 航路標識事務所(灯台); 航空無線標識所(航空灯台); 通運計算業; 網取業; 曳船業; 港湾運送関連業(他に分類されないもの); 観光協会; 道路パトロール業; 鉄道線路補修業;
水路測量業; 海上交通センター; 通関業
×船舶解体請負業[9099]; 船舶給水業[3611]

大分類F—製造業

総説

この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

製造業

製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 新製品の製造加工を行う事業所であること。

したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。

なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業（組立作業）を行う事業所は製造業に分類される。

ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。

すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（鉄道業の自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業所である。

- (2) 新製品を主として卸売する事業所であること。

ここでいう卸売とは次の業務をいう。

- (ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること。

- (イ) 産業用使用者（工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること。

- (ウ) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売すること。

- (エ) 同一企業に属する他の事業所（同一企業の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。

上記(1)及び(2)の条件を備えた事業所が製造業となる。

したがって、製造小売業は製造業としない。

事業所

製造業の事業所は一般に工場、作業所などと呼ばれるものである。

いわゆる家内工業においては、住居を作業場とする場合も多いが、この作業場で製造加

工を主として行っている場合には本分類に含まれ、事業主の住居が分類を適用する場合の事業所となる。

また、主として管理事務を行う本社、本店などの扱いは、管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一とし、その活動が製造業であればこれらの非生産現場も製造業に分類されるが、別の場所にある自己製品の販売事業所は大分類J-卸売・小売業に分類される。

製造業と他産業との関係

(1) 農林漁業との関係

(ア) 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は大分類A-農業又は大分類C-漁業に分類される。

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の従業者がいるときは製造業に分類される。

(イ) 漁船内において行う製造加工は製造業とせず、大分類C-漁業に分類される。

(ウ) 木炭の製造、立木からの素材生産、採木現場に移動して行う製材、採取現場における粗製しょう腦の製造は製造業とせず、大分類B-林業に分類される。

(2) 情報通信業との関係

(ア) 新聞社・出版社に属する事業所であって、印刷のみを行っているものは製造業に分類される。

ただし、新聞社・出版社で自ら印刷を行う場合であっても、主として発行、出版の業務を行っている事業所は製造業としない。

(イ) 情報を記録した物を大量に複製・製造する場合は製造業とする。

ただし、マスターテープなど原盤を制作する場合は製造業としない。

(3) 卸売業、小売業との関係

(ア) 農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などを行うものは製造業としない。

ただし、生乳の殺菌・瓶詰を行って卸売するものは製造業に分類される。

(イ) 主として家庭消費者に直接販売するため製造加工（製造小売）を行うものは製造業とせず、大分類J-卸売・小売業に分類される。

(ウ) 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業とせず、大分類J-卸売・小売業に分類される。

(4) サービス業（他に分類されないもの）との関係

(ア) 修理業

修理を専業としている事業所は製造業とせず、修理業に分類される。また、修理の

ために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業とする。

ただし、船舶修理、鉄道車両の修理又は改造（鉄道業の自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行っていなくても製造業とする。

また、機械修理工場といわれるものであっても金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は製造業とする。

これらは、その工場設備からみても製造能力がなければできないことから、特例として製造業とする。

(イ) 賃加工業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業に分類される。

ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業は製造業としない。

(ウ) と 畜 場

と畜場は大分類Qーサービス業（他に分類されないもの）[9321]に分類される。

ただし、肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行うものは製造業とする。

中分類09－食料品製造業

総 説

この中分類には、次のいずれかの製造を行う事業所が分類される。

- (1) 畜産食料品、水産食料品などの製造
- (2) 野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造
- (3) 調味料、糖類、動植物油脂などの製造
- (4) 精穀、製粉及びでんぷん、ふくらし粉、イースト、こうじ、麦芽などの製造
- (5) パン、菓子、めん類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、そう（惣）菜などの製造

なお、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所は、中分類10－飲料・たばこ・飼料製造業に分類される。

主として家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は、大分類J－卸売・小売業に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

091 畜産食料品製造業

0911 肉製品製造業

主としてソーセージ、ハム、ベーコンなどの肉製品（肉製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

○食肉加工業；肉缶詰製造業；ソーセージ製造業；ハム製造業；ベーコン製造業；冷凍食肉製造業

×魚肉ハム・ソーセージ製造業 [0923]；と畜場 [9321]；鯨ベーコン製造業 [0929]

0912 乳製品製造業

主として牛乳及びバター、チーズ、粉乳、練乳、クリーム、アイスクリームなどの乳製品（乳製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

主として生乳やクリームを殺菌して、産業用使用者に販売する事業所は本分類に含まれるが、直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は大分類J－卸売・小売業 [57] に分類される。

○市乳製造業；乳製品製造業；粉乳製造業；練乳製造業；バター製造業；チーズ製造業；アイスクリーム製造業；乳酸菌飲料製造業；発酵乳製造業；カゼイン製造業

×マーガリン製造業 [0983]